

## 広報野々市「くらしの情報」民間団体情報掲載ガイドライン

### 1 ガイドラインの趣旨

市は、住民生活の向上のため、広報野々市に行政及び公益団体の情報を掲載している。この他に、市内の民間団体等の活動を支援するため、民間団体等の情報を広報野々市「くらしの情報」に掲載し、公正かつ円滑に事務を執り行うため、ガイドラインを設ける。

### 2 掲載の対象とする団体の情報

- (1) 市内に活動拠点を置き、主に市民で構成する政治、宗教、営利を目的としない団体及びサークル（以下、「団体」という）の活動及び会員募集は掲載の対象とする。  
ただし、営利を目的とする団体であっても、社会貢献を目的とする活動は掲載の対象とする。
- (2) 市外に活動拠点のある政治、宗教、営利を目的としない団体が、市民の福祉増進を目的として行う活動は対象とする。

### 3 掲載の制限

- (1) イベント等の場合、開催日時が掲載月の6日～翌月5日のものを掲載対象とする。  
※翌月5日以降で早めに周知が必要なものは空きスペースをみて掲載の有無を決定する
- (2) 同一団体の掲載は次の制限を設ける。
  - ①活動に関する情報は年度内に4回以内とする
  - ②会員募集に関する情報は年度内に2回以内とする
  - ③同一団体の情報は、掲載した月号の翌々月号までは掲載しない

### 4 掲載の優先順位

掲載の希望が多く、全ての情報を掲載できない場合、市は次の優先順位で掲載の可否を決定する。掲載の可否は、掲載を希望する月号の前月の15日ごろまでに、掲載を希望する団体に電子メールまたは電話等で通知する。

- ①官公庁及びこれが所管する団体の情報
- ②市内の公益団体の情報
- ③市内に拠点を置く団体の情報
- ④市内で実施される事業の情報
- ⑤参加費または会費が無料の情報

## 5 掲載の申し込み

- (1) 掲載を希望する団体は、掲載を希望する月号の前々月 25 日までに、市が定める「様式」またはそれに準ずる書式の原稿を、市民協働課へ提出しなければならない。その際、団体は、市が指示する作成上の注意点を遵守しなければならない。
- (2) 団体は、原稿提出後、内容に変更があった場合もしくは掲載を取り止める場合、すみやかに市民協働課に報告しなければならない。
- (3) 市民協働課は発行前に、掲載内容を確認するため印刷原稿を団体へ送付する。団体は、印刷原稿が届いてから 2 日以内に校正を行い、その結果を市民協働課に報告しなければならない。

## 6 掲載の取り止め

市が掲載の可否を通知した後、次の事項が発生した場合は、市は当該する情報の掲載を取り止めることができる。

- ①このガイドライン「2」で定める以外の情報であることが判明した場合
- ②掲載内容に虚偽が判明した場合
- ③印刷原稿の校正作業に団体が協力しない場合
- ④市民の生活上急を要する情報提供が発生し、掲載を決定した全ての情報を掲載できなくなった場合

## 7 掲載した情報の活用

市及び団体は、掲載した団体の情報を市ホームページ及び市広報番組などを通して市民に広報できるものとする。また、団体は市の広報活動に協力するものとする。

## 8 掲載内容の責任

掲載した団体の情報の内容に関する責任は、掲載を希望した団体が負うものとする。

## 9 その他

このガイドライン以外の事項は、市民協働課長が決裁する。

## 附則

このガイドラインは、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

このガイドラインは、平成 27 年 4 月 1 日に一部改正。

このガイドラインは、平成 30 年 4 月 1 日に一部改正。

このガイドラインは、令和 4 年 4 月 1 日に一部改正。